

## 住民から提出された意見等

- 1．大阪府知事あてに提出された意見 p.1～3
- 2．都市計画決定権者あてに提出された意見の概要及び都市計画決定権者の見解 p.4～10

1. 大阪府知事あてに提出された意見

	提出された意見
1	<p>現計画地の検証と破棄</p> <p>1) 過去の協定に基づいた場所設定において不自然さと贈収賄に関係する案件の情報捜査と産業廃棄物の調査関係と損害賠償が先決ですから、情報公開をしてください。 近隣住民（施設予定地より 10km 以内での住民合意形成）の地元合意書の情報公開</p> <p>1) 検証する住民委員会の設置状況を含む 設置場所の調査費用 7 千万円 土壌整備費用 50 億 建設費用 150 億 地元対策費 150 億 (大阪府の担当室務者が同等の費用を対策費に活用しないと同意が得られないとの答弁) 公共施設費 10 億 両市の環境関係（条例）の整備不足。 アセスメント資料の未完成。 (国民が持続可能な社会維持と社会秩序の構築するならば、高度な調査が必要) 改善されない場合、司法判断が必要と思います。 総建設費用約 400 億（既設費用は含まない）がかかるであろう予定地に両市民の借金返済の合意形成が必要ですし、何よりも近隣住民（他府県を含め）への人の健康に係る公害犯罪の可能性を考えると、正しい行政プランの再検討が必要です。</p>
2	<p>1. 「大阪府環境影響評価条例」及び同施行規則により作成された表記方法書の「候補地の立地評価に至る経緯」において、その選定及び評価に至る経緯、候補地の抽出、及び候補地の評価方法が作為的に、評価結果として本市に隣接する候補地 3 を選定したことは、以下の理由により恣意的であることから見直しをすること。</p> <p>(1) 大阪府環境影響評価条例（平成 10 年 3 月）制定以前に、両市は昭和 52 年に候補地 3 を建設予定地として最適であると決定して、その後用地を取得（平成 8 年度から平成 9 年度）しており、平成 21 年 8 月に同条例に基づく「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」が改定されたにも拘わらず、その施行規定を無視した形式的な候補地選定になっている。</p> <p>(2) その候補地の抽出においても、候補地から除外する区域等の作業において本市地域への配慮がなされていない。</p> <p>(3) その評価方法において、その算出方法及び結果が数値化されずに不透明である。また、候補地選考に関する 9 評価項目が全て同一のウエイトで取り扱われ、恣意的な選定になっている。</p> <p>(4) 評価結果の概要として、候補地 3 の短所として“近隣市の居住市街地・集落地までの距離が近いこと”と評価している。しかし、長所として“輸送効率が最も良いこと”、“増設道路の必要がないこと”としているが、これは本市内の一般国道 168 号線を工事中の車両通行及び焼却場完成後のごみの搬入ルートとするため、その結果、本市にとっては自動車排出ガス、自動車騒音及び道路交通振動等の環境影響の悪化が当然予測される。</p> <p>2. 平成 19 年 4 月に環境省が「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」を策定しその実施の促進を図り、大阪府においても「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」（平成 21 年 8 月）の改定を行ったにも拘わらず、本事業計画策定にあたってはその環境配慮がなされているとはいえない。従って、上述の諸点を考慮すれば、本事業においては、改定同技術指針に従い、再度、事業計画策定段階からの環境配慮を実施し、大阪府環境影響評価の制度の規定を的確に実施すること。</p> <p>3. 再度、事業予定地の選定方法をやり直しても、同様であれば多大な影響を受けると思われる生駒市民及び生駒市を大阪府民及び大阪府下の市町村と同様の取り扱いをすること。</p>
3	<p>下田原地区は四條畷市の東部地区にあって、金剛生駒山脈を越えて奈良県生駒市との境界線をまたいで田原盆地の一角にあります。田原盆地には、下田原の他、上田原、緑風台、さ</p>

提出された意見

つきヶ丘、田原台(住宅公園開発)と生駒市の北田原、南田原の各自地区が存在しています。

そしてこの田原盆地の北方に交野市があり、現在四條畷市と交野市合同のごみ焼却場が四條畷市内飯盛山系の中腹に稼動しています。この焼却炉の1号炉が昭和41年に、2号炉が昭和48年に建てられて、今日に至っています。

昭和48年に2号炉が建設された際、四條畷市と交野市両市の行政運営のトップによって、次の焼却炉は交野市に設けることを「申し合わせ」という形で成立しているとしています。そして、その「申し合わせ」に基づいて交野市は建設場所の選定を行い、現在の予定地が選ばれました。

選定された現在の予定地は、交野市と四條畷市そして生駒市の3市の境界が交差しているところにあり、交野市の人口密集地から遠く離れた場所であり、一方、四條畷市下田原地区と生駒市の住戸からは目と鼻の先に位置しています。

昭和52年に四條畷市行政は、交野市が決めたこの場所に合意し、下田原地区に対して同意するよう働きかけてきました。下田原の住民は、目と鼻の先のこの場所で、ごみが焼かれたら、いろいろな有害物質(ダイオキシン等)が排出され、人体にどのような影響を及ぼすのかと、不安と恐怖におののき、住民こぞって反対ののろしを上げました。

市行政はその後も下田原地区に対する合意の要請を何度も重ねてきましたが、下田原地区住民は断じて合意はできないことを訴え続けてきました。そして、市行政は平成20年、地区住民の合意は待てないとして建設に踏み切るための環境影響評価アセスメントの実施を住民合意なきまま強行着手しました。

私たち地区住民はこの行政の無法行為に対してどうするすべも知らず困惑しています。一方、今日までの経過の中で、市行政として多くの不信行為が発覚しています。

現建設予定地を交野市が選定したとき、四條畷市が合意に至った裏にどんなやり取りがあったのか？ 先ずその土地は、今日までの調査の結果、まったくの不良土地であることが、平成4年に行った土壌調査の結果で分かりました。そこには多くの不純物質が検出され、それについて市の説明では、当時は国の基準値以下だったが、平成15年に出された国の基準値は超えていることが最近の調査記録で分り、行政は住民に対して超えている数値は「国の基準を少し超えているだけで心配することはない」と苦しい説明をしています。地域の住民にとっては、国の基準値すら本当の科学知見から出した数値でないことは明らかであり、行政の説明だけで不安を払拭することは到底出来ないのです。

そして平成10年に、市行政はこの予定地を買収しましたが、そのときすでに建設廃材ほか産業廃棄物などいろいろなごみが145,000m<sup>3</sup> 投棄されていたのです。交野市はこの土地を買収するとき、既にこの実体を知っていたのです。

これらの買収や調査についてはすべて交野市が行っており、今の四條畷市行政は最近になってこれらの事実をはじめて知ったのです。

そしてその不純物質を取り除くための費用は、当初の建設試算総額を50億円も上回る追加予算を組まなければならないところに来ています。

今、四條畷市は500億円に近い累積市債を抱えており、何時夕張市のような赤字再建団体に陥るかも分らない財政状態にあって、このような歳出は到底許されません。

この実態に対して、私は橋下知事の判断を仰ぎ、知事としての私見をお聞かせいただきたいと思ひます。

また、私の私見として申し上げますと、今まではごみ処理等の行政は各地方自治体独自で行うことになっていたかもしれませんが、よく考えれば、こんな狭い土地しか持っていないところに独自で処理することは環境の点から見ても無理があり、もっと広域処理の行政を図っていただくべきだと思ひます。

その意味でも、私は橋下知事が宣言しておられる大阪都構想には大いに賛同しています。

そこで、私は次のことをぜひ知事をお願い申し上げます。それは、四條畷市交野市の市長へのメッセージとして、行政機関としての条例や規則の指導を超えて、知事が考えておられる政策ビジョンをアドバイスしていただきたいと思ひております。

そして、私に対しては、今後私がどのような行動をとることが、地区住民の安心と市行政への正しいアプローチなのかをご指導くださることを、心から待ち望んでいます。

	提出された意見
4	<p>環境調査の手法について、下記二項目の調査に対し、より精緻な調査が必要と考えます。 （寝屋川廃プラ施設の環境調査の失敗を繰り返さないために）</p> <p>一、気象調査について：説明資料によると、立地から半径2 km 地点四ヶ所を選び、大気質・悪臭の測定をし、その外側、半径3 km 内 17 ヶ所で窒素酸化物の測定をすることになっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設の立地で一番問題と考えている点は、地形上、施設から北風が、田原地域に向かって流れている点であること。あらゆる公害は「風下地域に被害が出る」事が基本であるのに、半径2 km の範囲内まんべんなく測定するのは「理に叶っていない」し、その測定地点に異議があります。風下地域と窪地等、空気の流れを基礎とした測定地点を選んで欲しい。</li> </ul> <p>二、当地域の地形上、立地の気候「温度逆転層」の発生を四季を通じて測定する事を要求したい。寝屋川廃プラ施設においても、「VOC ガス」が、温度逆転層によりガスが拡散せず住民を苦しめ続けている事を重視している。特に VOC ガスの有毒性は一般認識が低いため、恐ろしさが行政と住民に判っていない事が深刻な問題です。</p> <p>当施設を建設するに当たり、四條畷市、交野市は「情報公開」を避けてきたと共に、市民に向き合わず周辺住民の説得を怠ってきました。地方自治といってもこのような事では、とても「中央から地方へ」という行政のトレンドに賛同できません。</p>
5	<p>大気質、悪臭などの調査については、半径2 km 以内で5箇所、半径3 km 以内では17箇所となっているが、肝心の下田原、田原台、さつきヶ丘、緑風台辺りの箇所が抜けていると思う。これらの地域は、常に風下地帯であると思われるし、窪地の多い処であるから「温度逆転層」（大阪高裁・寝屋川廃プラ施設操業中止裁判の証人尋問参照）の形成されやすい地域であると思う。調査箇所について再考願いたい。</p> <p>寝屋川廃プラ処理施設周辺住民の健康被害を考えると、環境調査の時点で、何らかの失敗があったのではないかと、大いにビビってしまう。方法書では、大事を踏んで将来のため、住民希望者に、保健所で事前健康診断を受けておいてもらおうと云うような方法はないのでしょうか。もしなければ、今からでも、その立法者に注言されるべきでありましょう。</p>
6	<p><b>【1】意見の要旨</b> 当該事業に係る環境影響評価の実施は時期尚早である。よって、その方法書を作成する必要はない。</p> <p><b>【2】意見の理由</b></p> <p>(1) 当該事業について、その環境上の影響を最も受けると予想される生駒市北部地区住民の合意が得られていない。これまで説明会が複数回実施されたが、同地区住民を納得させることは出来なかった。</p> <p>また、今回の方法書の意見の受け付けにおいても、同地区の多くの住民が当該事業反対の意見書を提出している。同地区住民の合意が得られるまで当該ごみ処理施設の建設を前提とした環境影響評価は実施すべきではない。</p> <p>(2) ごみが出るから、ごみが増えるからと安易・早計にごみ焼却場を建設すべきではない。ごみを減量化していこうというのが時代の流れである。四條畷・交野両市はすみやかに「ごみゼロ化」政策を実施し、最大限のごみ減量化に努めるべきである。それによって、生駒市北部地区住民を環境上脅かすごみ焼却場の建設は不必要になる。そこまですらなくても、少なくとも、現計画よりはるかに小規模のごみ焼却場で必要性は満たされることになる。そうすれば、現計画地ではない別のところに建設することも容易となる。「ごみゼロ化」政策の実施後にごみ焼却場建設計画の中止・修正を行なうべきである。それまで、環境影響評価を実施する必要はない。</p>

## 2. 都市計画決定権者あてに提出された意見の概要及び都市計画決定権者の見解

### 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解(1)

方法書についての意見の概要	都市計画決定権者（交野市、四條畷市）の見解
手続き等総論に関する意見	
<p>1. 都市計画決定権者と組合との関係について            都市計画事業者は両市であるが、本「方法書」では「四條畷市交野市清掃施設組合」の行動等が記されている。また、「方法書」縦覧の問い合わせ先が「同組合」となっている。            「条例」「同施行規則」及び「技術指針」においては、このような団体の役割、位置づけがされていないにも拘わらず、環境の保全の見地からと称して、生駒市住民に対処しようとしていることは、本制度上から見ても、住民軽視の表れとしか言えない。</p>	<p>1. 本事業は都市計画決定を要する事業でありますことから、環境影響評価の手続きは大阪府環境影響評価条例第 33 条第 2 号に基づき都市計画決定権者である交野市及び四條畷市において実施いたします。            方法書の内容は多岐にわたるため、ごみ処理施設全般に関するお問い合わせにも迅速に対応できるよう、大阪府環境影響評価条例施行規則第 102 条第 1 項に基づき、事業者である四條畷市交野市清掃施設組合に必要な協力を求めたもので、「問合せ先」に含めたものです。</p>

方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解(2)

方法書についての意見の概要	都市計画決定権者（交野市、四條畷市）の見解
調査・予測・評価に関する意見	
<p>1. 大気環境調査について、予定地としている候補地 3 の地上 60m(煙突の高さ 59m)点での高層風の風向風速調査、拡散調査、煙流調査を 1 年間実施すること。</p>	<p>1. 事業計画地において地上 60m 付近で高層風の風向風速調査を 1 年間実施してまいります。 事業計画地の周辺には山地があり、複雑な地形における大気拡散予測の精度向上のために、野外拡散実験及び実験室での風洞実験を実施してまいります。</p>
<p>2. 当地域の地形上、立地の気候「温度逆転層」の発生を四季を通じて測定する事を要求したい。寝屋川廃プラ施設においても、「VOC ガス」が、温度逆転層によりガスが拡散せず住民を苦しめ続けている事を重視している。</p>	<p>2. 事業計画地において四季に各 1 週間、上層の気温を観測し、逆転層等の発生状況についての現状を把握できるものと考えています。</p>
<p>3. 大気環境調査について、生駒谷(生駒市南田原、生駒市北田原、四條畷市上田原、四條畷市下田原地区)、高山谷(生駒市高山地区)は大気が停滞するので、半径 5 km 内の 10 か所を調査すること。</p>	<p>3. 方法書において生駒市北田原地区、四條畷市下田原地区、生駒市高山地区では、簡易法による大気質(窒素酸化物)の調査を実施することを記載しています。 なお、最大着地濃度の出現が想定される地点は、事業計画地から南東方向約 900m の山林内と予測しています。 このため、調査地点は最大着地濃度出現距離の 2 倍程度の半径約 2km 以内の住宅地に配置し、この調査により周辺の大気質の現状を把握できるものと考えています。</p>
<p>4. (1)大気質、悪臭などの調査については、半径 2km 以内で 5 箇所、半径 3km 以内では 17 箇所となっているが肝心の下田原、田原台、さつきヶ丘、緑風台辺りの箇所が抜けていると思う。これらの地域は、常に風下地帯であると思われるし、窪地の多い処であるから「温度逆転層」(大阪高裁・寝屋川廃プラ施設操業中止裁判の証人尋問参照)の形成されやすい地域であると思う。調査箇所について再考願いたい。 (2)気象調査について当施設の立地で一番問題と考えている点は、地形上、施設から北風が、田原地域に向かって流れている点であること。あらゆる公害は「風下地域に被害が出る」事が基本であるのに、半径 2km の範囲内まんべんなく測定するのは「理に叶っていない」し、その測定地点に異議があります。風下地域と窪地等、空気の流れを基礎とした測定地点を選んで欲しい。</p>	<p>4. 最大着地濃度の出現が想定される地点は、事業計画地から南東方向約 900m の山林内と予測しています。 このため、調査地点は最大着地濃度出現距離の 2 倍程度の半径約 2km 以内の住宅地に配置し、この調査により周辺の大気質の現状を把握できるものと考えています。 四條畷市下田原地区、四條畷市田原台地区は約 2km 以内にあり、調査地点を設定しています。 四條畷市さつきヶ丘地区、四條畷市緑風台地区は事業計画地から南南西約 3.5km と離れており、また、方法書 p.147 風配図に示したとおり、事業計画地の風下側となる北北東の風の頻度は極めて少ないことから、大気質、悪臭の環境への影響は小さいと考えています。</p>
<p>5. ごみ収集車の排ガスに含まれている大気汚染物質「1,3-ブタジエン」の影響がある。そこで、環境影響評価の大気質の環境項目に「1,3-ブタジエン」を追加すること。</p>	<p>5. 平成 20 年度に地方自治体が全国の沿道 110 地点で実施した結果によりますと、道路沿道での 1,3-ブタジエンの年平均値は <math>0.25 \mu\text{g}/\text{m}^3</math> で、指針値* (年平均値 <math>2.5 \mu\text{g}/\text{m}^3</math> 以下) を超えた地点はなく、自動車の影響は少なく、さらに国道 168 号におけるごみ収集車等の走行の占める比率は一般車両の 2 % 程度であり、ごみ収集車等の通行によって、周辺環境に影響を及ぼす状況は極めて少ないと考えております。 * 指針値：環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値。</p>

方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解(3)

方法書についての意見の概要	都市計画決定権者（交野市、四條畷市）の見解
調査・予測・評価に関する意見（続き）	
<p>6. ごみ収集車、工事車両、建設工事により発生する粉じんの影響がある。そこで、環境影響評価の大気質の環境項目に「粉じん」を追加すること。</p>	<p>6. 建設工事の際、工事用車両の車輪に付着した土壌等は、場外に退出する前に洗浄する予定であり、また、ごみ収集車は舗装路面を走行する計画です。</p> <p>さらに、ごみ収集車や工事用車両の走行時には、適正走行の徹底、不要なアイドリングや空ふかし運転をしない等の粉じん対策を講じることから、粉じんによる周辺環境への影響はないものと考えています。</p> <p>建設工事中は敷地外に粉じんが飛散しないよう、散水や囲いの対策をするので「粉じん」を追加する必要はないと考えています。</p>
<p>7. 施設の稼働や車の走行から発生する騒音等で、希少野生動物（特に鳥類）の生態に影響がある。そこで、陸域生態系の環境影響評価項目に「施設の稼働」「ごみ収集車等の走行」を追加すること。</p>	<p>7. 施設の稼働や車の走行から発生する騒音につきましては、方法書の「2-6 環境保全対策の実施の方針」（p45～50）に示す騒音対策を実施することにより、陸域生態系に対する影響が低減されるものと考えています。</p> <p>このため、「施設の稼働」及び「ごみ収集車等の走行」は環境影響評価項目に選定していません。</p> <p>施設の供用時及び工事期間中における環境保全対策については、今後さらに検討を進め、陸域生態系への影響を極力低減してまいります。</p>
<p>8. 景観の調査範囲について、地形によっては遠距離であっても影響がある。一律に3kmと設定した理由を明示すること。</p>	<p>8. 比較的細部までよく見え、気になるとされる距離は1.3kmとされており（「自然環境のアセスメント技術（）」（平成12年、環境庁企画調整局））、その2倍程度の距離を調査範囲としました。</p> <p>また、事業計画地から3kmの地点で煙突高さ59mの視野角は1.1度であり、人間が普段集中している視野角は46度程度でありますので、視野の中に占める煙突の部分は小さく、景観への影響は軽微であると考え3km以遠での調査地点は設けていません。</p>
<p>9. 焼却灰の処理方法等の明細が明らかにされていない。「保管方法」「処理方法」「使用薬剤の情報」「最終処分の行き先、量」の詳細を明示すること。</p>	<p>9. 焼却灰については、本施設の建屋内にある、燃焼室出口にて湿潤化いたします。</p> <p>また、建屋内の灰ピットで保管後、灰搬出車に積み込み、処分先に搬出します。</p> <p>積載した焼却灰をシート等で覆うことで、搬送時の飛散防止に努めてまいります。</p> <p>また、「保管方法」「処理方法」「使用薬剤の情報」「最終処分の行き先、量」は準備書に記載してまいります。</p>

方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解(4)

方法書についての意見の概要	都市計画決定権者（交野市、四條畷市）の見解
その他	
<p>1. 候補地の立地評価に関する意見</p> <p>(1) 方法書の「候補地の立地評価に至る経緯」において、候補地の選定及び評価に至る経緯、抽出及び評価方法が作為的であり、生駒市に隣接する候補地 3 を選定したことは恣意的であることから見直しをすること。</p> <p>(2) 本「方法書」2-4-2 候補地の立地評価に至る経緯の記述には、その策定及び評価に至る経緯、候補地の抽出、及び候補地の評価方法等については検討内容が作為的で、生駒市北部地域住民の環境の保全の見地から見ると、生駒市に隣接する候補地 3 を選定したことは、条例改定の趣旨を無視して、その経緯の手段は姑息で且つ内容は恣意的である。 従って、速やかに再検討の措置を講じることを要求する。</p> <p>(3) 6 か所の候補地を評価したものであるならば、迷惑施設の最大の公害である、大気への影響からして、1 及び 2 が妥当である。</p>	<p>1. 候補地の選定及び評価につきましては、平成 3 年の候補地選定評価から 18 年が経過し、社会状況等の変化などを踏まえ、客観的な数値データに基づいて候補地について改めて評価を行い、検証した結果、候補地 3 が最も評価点が高い結果となったものであり、適切なものと考えています。</p>
<p>2. 技術指針との整合性</p> <p>(1) 四條畷市及び交野市は、大阪府環境影響評価条例（平成 10 年 3 月）制定以前の昭和 52 年に候補地 3 を建設予定地として了解し、平成 3 年 7 月に最適であると決定したのち、平成 8 年度から平成 9 年度に用地を取得しており、平成 21 年 8 月に「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」が改定されたにも拘わらず、その施行規定を無視した形式的な候補地選定になっている。</p> <p>(2) 改定規定に基づき、改めて、現状の地域概要等を用いて候補地選定を実施することを強く要求する。</p> <p>(3) 平成 19 年 4 月に環境省が「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」を策定しその実施の促進を図り、大阪府においても「環境影響評価および事後調査に関する技術指針」（平成 21 年 8 月）の改定を行ったにも拘わらず、本事業計画策定にあたってはその環境配慮がなされているとはいえない。従って、上述の諸点を考慮すれば、本事業においては、改定同技術指針に従い、再度、事業計画策定段階からの環境配慮を実施し、大阪府環境影響評価の制度の規定を的確に実施すること。</p>	<p>2. 大阪府環境影響評価条例に基づく「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針（H21.8 改定）」（以下「技術指針」という。）においては「事業計画策定に当たって比較した、環境への影響の回避又は低減の検討が可能である複数案（事業の実施場所、規模と一体的に検討した事項がある場合は、当該事項に係る内容を含む）の内容、環境面から見た各案の長所・短所及び特に留意すべき環境影響の内容と対応方策を、方法書、準備書及び評価書に記載するものとする。」とされています。</p> <p>今回、都市計画決定手続きを進めるにあたり、平成 3 年の選定から 18 年が経過し社会状況や周辺地域（生駒市域含む）の土地利用に変化がみられること等を踏まえ、評価項目についても見直しを行い、候補地について改めて評価を行い、検証したもので、候補地 3 が最も評価点が高い結果となったものです。</p> <p>また、この方法書は、技術指針に基づいて、候補地の立地評価に至る経緯及び、ごみ処理方式選定の経緯、環境配慮の内容について記載したものです。</p>



方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解(5)

方法書についての意見の概要	都市計画決定権者(交野市、四條畷市)の見解
その他(続き)	
<p>3. 立地評価の手法について</p> <p>(1) 候補地の抽出にあたって、候補地から除外する区域等の作業において生駒市地域への配慮がなされていない。</p> <p>(2) 候補地3を最適地であるとしているが、生駒地域の現状の環境等を考慮して評価すべきである。</p>	<p>生駒市域における施設等を含め候補地から除外する区域等の作業を行うとともに、評価の項目としても盛り込んでいます。</p>
<p>(3) 府県がまたがっていても、風向きから考えても最も生活環境に影響のある地域である生駒市を調査の対象としていない候補地3の評価は到底認められるものではない。</p>	<p>方法書に記載した様に、「居住市街地・集落地までの距離」、「学校・病院等からの距離」、「近隣市の居住市街地・集落地までの距離」という評価項目で生駒市への影響の配慮を評価しています。</p>
<p>(4) 評価方法において、その算出方法及び結果が数値化されずに不透明である。また、候補地選考に関する9評価項目が全て同一のウエイトで取り扱われ、恣意的な選定になっている。</p> <p>(5) 評価方法は、算出方法及び結果の過程が全く不透明である。候補地を再度見直し、近隣住民の生活環境に及ぼす影響に配慮した上で説明責任を果たし、明確な評価を公表されること。</p>	<p>方法書の表2-4-5において評価点の算出方法を示しておりますが、数値的なデータに基づき評価し、結果は表2-4-7において評価点(計)という形で数値的に示しております。また、評価項目の重要度に応じたウエイト付けを客観的に設定することが難しいと判断し、各項目にウエイト付けを行わずに評価しております。</p>
<p>(6) 評価結果の概要で、候補地3の長所として“輸送効率が最も良いこと”、“増設道路の必要がないこと”としているが、これは生駒市内の一般国道168号を工事中の車両通行及び焼却場完成後のごみの搬入ルートとするため、その結果、生駒市域において、自動車自動車排ガス、自動車騒音及び道路交通振動等の環境の悪化が予測される。</p>	<p>一般国道168号における工事中及び供用後の車両の通行が沿道の環境に与える影響につきましては、供用後の国道168号におけるごみ収集車等の走行の占める比率が一般車両の2%程度であり、ごみ収集車等の通行によって周辺環境に影響を及ぼす状況は少ないと考えていますが、今後、調査・予測・評価を行ってまいります。</p>
<p>(7) いずれの候補地であっても、環境影響評価においては当然のこととされている環境配慮事項“法規制値より更に厳しい施設の環境保全対策を講じることなど、環境に与える影響を可能な限り軽減することにより対応する”と無意味な表現を引用している。</p> <p>本文は環境影響評価の制度を理解していない記述であり削除し、現実的な環境の保全の措置を具体的に記述すべきである。</p>	<p>現実的な環境の保全の措置につきましては「2-6 環境保全対策の実施の方針」の中で施設の供用時及び工事期間中について現時点で想定される環境保全対策を可能な限り具体的に記載しています。</p> <p>今後、調査・予測・評価を実施し、これらの結果を踏まえ準備書として取りまとめ、その中で、事業の環境影響とその配慮について、より具体的に示します。</p>

方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解(6)

方法書についての意見の概要	都市計画決定権者(交野市、四條畷市)の見解
<p>その他(続き)</p> <p>(8) 候補地3のみを対象に、昭和53年度、昭和60年度そして平成4年度と3回にわたって環境調査を行っている。しかし、なぜか平成3年度には、9候補地をかかげ四條畷市、交野市のみの自然環境の保護、事業効率やごみの輸送効率等を配慮して、既ち、生駒市域の生活環境を無視して、曖昧な評価法で候補地3を最適候補地として選定している。</p> <p>平成4年度までの環境調査の目的、結果の詳細等を公表し、9候補地からの候補地選定の経緯を示し、且つ環境調査と候補地選定との整合性について説明することを求めるとともに、生駒市域の生活環境についても配慮することを要求します。</p>	<p>昭和52年に市議会等において、現計画地が予定地として了承され、昭和53年度、60年度及び平成4年度事業を進めるために環境調査を行ったものです。</p> <p>これらの調査結果につきましては、ご要望があれば情報提供をいたします。</p> <p>候補地選定の経緯につきましては、平成3年に候補地の妥当性の検討を行った結果、最適であると評価しました。また、この候補地選定評価から18年が経過し社会状況や周辺の土地利用に変化がみられること等を踏まえ、受益を受けない近隣市への配慮も評価の項目として盛り込む等、評価項目についても見直しを行い候補地について改めて評価を行った結果、本事業計画地が、総合評価で最も高い評価となったものです。</p>
<p>4. 再評価した場合の生駒市の取り扱い</p> <p>事業予定地の選定方法をやり直しても、同様であれば多大な影響を受けるとされる生駒市民及び生駒市を大阪府民及び大阪府下の市町村と同様の取り扱いをすること。</p>	<p>4. 候補地の選定及び評価につきましては、平成3年の候補地選定評価から18年が経過し、社会状況等の変化などを踏まえ、客観的な数値データに基づいて候補地について改めて評価を行い、検証した結果、候補地3が最も評価点が高い結果となったもので適切なものと考えています。</p> <p>環境影響評価の手続きにつきましては、方法書の段階から生駒市においても方法書の縦覧を行うとともに、大阪府環境影響評価条例に規定はありませんが方法書の説明会を開催いたしました。今後も、府域と同様に大阪府の指導のもと、生駒市域においても環境調査や予測・評価を実施してまいります。</p>
<p>5. 「ごみゼロ化」政策の実施について</p> <p>四條畷・交野両市はすみやかに「ごみゼロ化」政策を実施し、最大限のごみ減量化に努めるべきである。それによって、生駒市北部地区住民を環境上脅かすごみ焼却場の建設は不必要となる。少なくとも、現計画よりはるかに小規模のごみ焼却場で必要性は満たされることになる。そうすれば、現計画地ではない別のところに建設することも容易となる。「ごみゼロ化」政策の実施後にごみ焼却場建設計画の中止・修正を行なうべきである。</p>	<p>5. 両市においては、循環型都市の実現をめざし、3R/4Rの実践に取り組んでいるところです。</p> <p>また、本施設の事業計画につきましては、両市から排出されるごみの減量化計画も含めて作成されたものです。</p> <p>今後におきましても、更なるごみの減量化やリサイクルを進めてまいります。現施設は老朽化が著しい状況で、新たなごみ処理施設は必要であると考えています。</p>

方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解(7)

方法書についての意見の概要	都市計画決定権者(交野市、四條畷市)の見解
その他(続き)	
<p>6. 健康についての意見</p> <p>寝屋川廃プラ処理施設周辺住民の健康被害を考えると、環境調査の時点で、何らかの失敗があったのではないかと、大いにビビってしまう。方法書では、大事を踏んで将来のため、住民希望者に、保健所で事前健康診断を受けておいてもらおうと云うような方法はないのでしょうか。もしなければ、今からでも、その立法者に注言されるべきでありましょう。</p>	<p>6. 本施設の稼働に伴う排出ガスの影響につきましては、環境影響評価手続きを通じて、より環境負荷を低減する事業計画とすることから、本施設の稼働に伴う、住民を対象とした事前の健康診断の実施は考えていません。</p>
<p>7. 行政への意見</p> <p>当施設を建設するに当たり、四條畷市、交野市は「情報公開」を避けてきたと共に、市民に向き合わず周辺住民の説得を怠ってきました。地方自治体といってもこのような事では、とても「中央から地方へ」という行政のトレンドに賛同出来ません。</p>	<p>7. 本施設整備にあたり、一般廃棄物(ごみ)処理基本計画や、新ごみ処理施設整備基本計画等の策定に関して、市民の皆様の参画をいただくとともに、広報誌やホームページ、交野市、四條畷市、生駒市における住民説明会の開催等を通じて、情報の提供に努めてまいりました。今後とも、より一層の情報公開や制度の説明などに努めます。</p>
<p>8. 地元合意について</p> <p>当該事業について、その環境上の影響を最も受けると予想される生駒市北部地区住民の合意が得られていない。これまで説明会が複数回実施されたが、同地区住民を納得させることは出来なかった。また、今回の方法書の意見の受け付けにおいても、同地区の多くの住民が当該事業反対の意見書を提出している。同地区住民の合意が得られるまで当該ごみ処理施設の建設を前提とした環境影響評価は実施すべきではない。</p>	<p>8. 現施設は経年的な老朽化が著しく、施設は限界にきています。将来にわたって安定したごみ処理を続けていくためには新たなごみ処理施設の整備が必要です。</p> <p>施設整備にあたっては、大阪府環境影響評価条例に基づき、周辺地域の環境保全に配慮をする中で環境調査及び環境影響の予測・評価を行ってまいります。その結果については、準備書として取りまとめまいります。今後においても、生駒市民の皆様に、引き続きご理解をいただけるよう努めてまいります。</p>